

告 示

埼玉県告示第千八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

子どもたちが安全にすごせる環境の維持、保育所周辺の渋滞対策

・登降所の際やさんぽなどが安全に行えるような歩行者に配慮した道の整備、
交通整理をしてほしい。

（信号の間隔が長い為途中に信号機を増やし、スピードを抑制、歩行者の
安全な横断のため）

（駐車場出入口全てに警備員を配置する）

・土地勘がない人にもわかるよう、「保育所あり」や「スクールゾーン」等看
板の設置をしてほしい。

・ららぽーと前の生活道路の渋滞対策を万全にしてほしい。

・渋滞に伴う排ガス・騒音への対策、また、緑など自然を多くしてほしい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター